

半島振興法に係る租税特別措置について

福島町では、半島振興法に基づき「福島町産業振興促進計画」を策定しています。本計画が国の認定を受けたことで、事業者（法人）が建物や機械等の取得を行った場合、所得税及び法人税の割増償却並びに固定資産税の不均一課税（通常より低い税率による課税）を適用できるようになりました。

1 法人税及び所得税の割増償却

事業者が対象事業のために一定額以上の設備を取得し使用した場合、5年間の割増償却を行うことができます。

(1) 対象業種、取得価額要件

税制措置の対象となる設備の価額は、業種及び資本金によって異なります。

事業者の規模	個人又は 資本金 1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超
製造業・旅館業	500 万円以上の取得等	1,000 万円以上の 取得等	2,000 万円以上の新 増設に係る取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500 万円以上の取得等（資本金が 5,000 万超は新增設に係る取得等）		

(2) 対象設備

機械・装置・建物・付帯設備、構築物

(3) 割増率

- ①機械・装置：普通償却限度額の32%
- ②建物・付帯設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4) 償却期間

5年間

(5) 手続きについて

取得した設備等が福島町産業振興促進計画に適合しているか、町へ確認申請を行う必要がありますので、町へ申請書を提出し、町が発行する確認書を税務申告時に添付してください。

(6) 手続き窓口・お問い合わせ先

企画課 企画係 ☎47-3007

知内診療所 知内町字重内31番地130 医師：山内賢二（院長）
TEL：01392-5-3509

●**整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科** 医師：山内 賢二（院長）

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8：00～12：00
月・火・水・木・金	14：00～17：00

●**整形外科** 医師：函館中央病院整形外科 医師診療日

曜日	診療時間
6月1日（月）、6月15日（月）	14：00～16：00（受付時間 12:00～）

※令和2年4月より、函館中央病院整形外科の診療日が、第1・第3月曜日へ変更となります。ただし、変更となる場合もございますので、ご確認の上来院頂きます様宜しくお願い致します。

知内消防署
至 福島
函館信金 知内支店
知内保育園
保健センター
☆知内診療所 (保健センターと 同じ建物) 至 木古内